

平成30年第2回羽村・瑞穂地区学校給食組合 議会（定例会）会議録

平成30年11月6日（火）午後1時00分より、平成30年第2回羽村・瑞穂地区学校給食組合議会（定例会）を羽村・瑞穂地区第2学校給食センター会議室に招集した。

1. 出席議員 6名

1番	吉野 一夫	2番	印南 修太	3番	鈴木 拓也
4番	下野 義子	5番	西川美佐保	6番	森 亘

2. 欠席議員 0名

3. 出席説明者

管理者	並木 心	副管理者	杉浦 裕之
教育長	桜沢 修	会計管理者	田中 繁生
代表監査委員	渡辺 晃	事務局長	郷 良則
給食課長	峯岸 清	庶務係長	市川 晃
管理給食係長	小山 健一	職員係長	瀧島 淳介
庶務係主任	長澤 賢哉		

4. 本日の日程は、次のとおりである。

議事日程（第1号）

日程第1 会議録署名議員の指名について

日程第2 会期の決定について

日程第3 議案第5号 専決処分の承認を求めることについて〔羽村・瑞穂地区学校給食組合一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例〕

日程第4 認定第1号 平成29年度羽村・瑞穂地区学校給食組合歳入歳出決算の認定について

日程第5 議案第6号 平成30年度羽村・瑞穂地区学校給食組合補正予算（第1号）

日程第6 議案第7号 平成30年度羽村・瑞穂地区学校給食組合に係る経費の組織市町分賦金の変更について

日程第7 議員派遣について

開会時刻 午後1時00分

○議 長（下野義子） 皆さん、こんにちは。

ただいまの出席議員は6名です。定足数に達しておりますので、ただいまから、平成30年第2回羽村・瑞穂地区学校給食組合議会（定例会）を開会いたします。

議事日程に入る前に、管理者から発言の申し出がありますので、これを許します。並木管理者。

○管 理 者（並木 心） 皆様、こんにちは。ただいま議長より発言のお許しをいただきましたので、一言ご挨拶を申し上げます。

本日は、平成30年第2回羽村・瑞穂地区学校給食組合議会（定例会）を招集申し上げましたところ、大変お忙しい中にもかかわらず、議員各位のご出席を賜り、開催できますことに厚く御礼申し上げます。

また、日ごろより当組合の運営につきましても、深いご理解とご協力を賜っておりますことに対しましても重ねてお礼申し上げます。

また、10月9日には、当組合の平成29年度決算審査を開催し、吉野監査委員、そして、後ほど入室していただきますけれども、渡辺監査委員より厳正なる審査を行っていただきました。ありがとうございます。本日、決算審査結果を後ほどご報告していただくことになっておりますので、どうぞよろしくお願ひします。

さて、組合事業の状況につきましては、年度当初より順調に進捗しておりますけれども、施設及び設備の維持管理に万全を期するため、第1センター及び第2センターにおいては自動スクリーンの修繕、また、第1センターにおいては、昇降式消毒保管庫の交換や、第2センターにおいては、蒸気回転釜を交換し、安全で安心な給食の提供に努めております。

今日の学校給食は、栄養バランスのとれた多様な献立の提供に加えて、食材の安全性の確保、地場産物の活用、食文化の次代への伝承等、さまざまな課題への対応が求められておりますので、今後もさらに、良質で信頼できる給食の提供に努めてまいりたいと思います。

本日、ご提案申し上げます案件につきましては、平成29年度羽村・瑞穂地区学校給食組合歳入歳出決算の認定についてなど4件でございます。いずれも重要な案件でございますので、よろしくご審議の上、ご認定、ご決定くださいますようお願い申し上げます。挨拶とさせていただきます。どうぞよろしくお願ひ申し上げます。

○議 長（下野義子） 以上をもって管理者の発言は終わりました。ありがとうございます。

これより本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付してあります議事日程（第1号）のとおりです。

日程第1、「会議録署名議員の指名」を行います。

本定例会の会議録署名議員は、会議規則第71条の規定に基づき、5番 西川美佐保議員、6番 森 亘議員を指名いたします。

次に、日程第2、「会期の決定について」の件を議題といたします。

お諮りいたします。本定例会の会期は、本日1日間といたしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(下野義子) ご異議なしと認めます。よって、会期は本日1日間と決定いたしました。

次に、日程第3、議案第5号「専決処分の承認を求めることについて(羽村・瑞穂地区学校給食組合一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例)」の件を議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。並木管理者。

○管理者(並木 心) それでは、議案第5号「専決処分の承認を求めること」につきまして説明申し上げます。

本案は、東京都人事委員会勧告等を勘案し、職員の給与を改定するとともに、給与制度の一部を見直すため、条例の一部を改正したものであります。

本年4月より条例の一部改正を実施することとした構成市町の動向に合わせ、「羽村・瑞穂地区学校給食組合一般職の職員の給与に関する条例」の一部を改正する必要が生じましたが、議会を招集する時間的余裕がなかったことから、地方自治法第179条第1項の規定に基づき、「羽村・瑞穂地区学校給食組合一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例」を専決処分させていただいたもので、同条第3項の規定に基づき、議会に報告し、承認を求めるものであります。

当組合の職員の給与等につきましては、これまで羽村市の給料表や給与制度に準じて運用をしておりますことから、羽村市と同様の改正を行ったものであります。

改正の内容であります。お手元に配付しております議案第5号資料をご覧ください。

まず、職員の給与改定については、平成29年東京都人事委員会勧告では、東京都の職員の直近の1年間に支給された期末・勤勉手当の支給実績が民間の支給月数を下回る公民較差が生じているとし、これを是正するため、職員の勤勉手当の支給月数を0.1月引き上げるべきと勧告しております。このことから、職員の年間の期末・勤勉手当の合計支給月数を「4.4月」から「4.5月」と0.1月引き上げ、再任用職員は「2.3月」から「2.35月」と0.05月引き上げるものであります。

また、給与制度の見直しとして、50歳台後半層の職員における給与水準の抑制を図る観点から、昇給停止年齢を「57歳」から「55歳」に引き下げるとともに、専門的知識を必要とする職に支給することを規定した初任給調整手当の廃止、病気休職における結核性疾病の特例の廃止等の見直しも合わせて実施するものであります。

なお、この条例は、公布の日から施行し、勤勉手当の支給月数の改正につきましては、平成29年12月1日から適用し、制度改正については、平成30年4月1日から施行したものであります。

以上、よろしくご審議の上、ご承認くださいますようお願いいたします。

○議長(下野義子) 以上をもって提案理由の説明は終わりました。

これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(下野義子) 質疑なしと認めます。これをもって質疑を終了いたします。

これより討論に入りますが、通告がありません。
ほかに討論ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議 長(下野義子) 討論なしと認めます。これをもって討論を終了いたします。

これより、議案第5号「専決処分の承認を求めることについて(羽村・瑞穂地区学校給食組合一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例)」の件を採決いたします。

お諮りいたします。本件は、原案のとおり承認することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議 長(下野義子) ご異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり承認されました。

ここで、しばらく休憩いたします。

午後1時07分 休憩

(代表監査委員 渡辺 晃 着席)

午後1時08分 再開

○議 長(下野義子) 休憩前に引き続き、会議を再開いたします。

次に、日程第4、認定第1号「平成29年度羽村・瑞穂地区学校給食組合歳入歳出決算の認定について」の件を議題といたします。

本件について管理者の説明を求めます。並木管理者。

○管理者(並木 心) 認定第1号「平成29年度羽村・瑞穂地区学校給食組合歳入歳出決算の認定」につきましてご説明いたします。

平成29年度羽村・瑞穂地区学校給食組合歳入歳出決算は、歳入総額4億683万7,991円、歳出総額3億8,289万2,685円、歳入歳出差引残額2,394万5,306円が翌年度繰越額となりました。

歳入の主なものは、両市町からの分賦金が3億8,671万1,000円で、歳入総額の95.05%を占めております。

次に、前年度繰越金は1,999万8,259円で、4.92%であります。

次に、歳出であります。議会費は70万5,356円で、歳出総額の0.18%を占め、事務所費は1億747万7,707円で、全体の28.07%を占め、教育費が2億7,470万9,622円で、全体の71.75%となっております。

細部につきましては、事務局長から説明いたしますので、よろしくご審議の上、ご認定くださいますようお願いいたします。以上です。

○議 長(下野義子) 事務局長。

○事務局長(郷 良則) それでは、細部につきましてご説明申し上げます。

恐れ入りますが、決算書の8ページ、9ページの事項別明細書でご説明いたしますので、お聞きいただきたいと思います。

初めに歳入でございます。

第1款分賦金は、当初予算額、収入済額ともに3億8,671万1,000円で、前年度と比較して165万1,000円の減でございます。

分賦金の負担割合の基礎となります児童・生徒数は、平成29年5月1日現在で、羽

村市が4,386人、瑞穂町が2,513人で、負担割合は、羽村市が63.57%、分賦金は2億4,583万2,000円、瑞穂町が36.43%、分賦金は1億4,087万9,000円でございます。

次に、第2款の繰越金は、当初予算額は1,000万円で、補正予算で999万8,000円を増額しまして、予算現額は1,999万8,000円で、調定額及び収入済額は1,999万8,259円となり、前年度と比較して919万2,644円の減でございます。

次に、第3款の諸収入は、当初予算額9万9,000円、調定額、収入済額は12万8,732円、前年度と比較して1万8,446円の減でございます。

以上、歳入合計は、当初予算額が3億9,681万円、補正予算額999万8,000円、予算現額は4億680万8,000円で、調定額及び収入済額は4億683万7,991円でございます。収入済額は前年度比1,086万2,090円、2.6%の減となっております。

続きまして、10ページ、11ページをお開きください。歳出でございます。

初めに、第1款議会費は、当初予算額は84万1,000円、支出済額は70万5,356円で、支出の構成比率は0.18%でございます。歳出の主なものは、議員報酬、会議録作成委託、2年に1回議員改選年に実施いたします議員視察に要するバス借り上げ料などにかかる経費でございます。

次に、第2款事務所費は、当初予算額が1億974万8,000円、補正予算で63万1,000円を増額し、予算現額は1億1,037万9,000円、支出済額は1億747万7,707円で、支出の構成比率は28.07%でございます。

まず、第1目一般管理費ですが、当初予算額は1億969万2,000円、補正予算で63万1,000円を増額し、予算現額は1億1,032万3,000円、支出済額は1億742万3,517円で、執行率は97.45%でございます。

なお、不用額の主な理由でございますが、03職員手当等の時間外手当で実績が下回ったことや、04共済費の臨時職員社会保険料が見込みより少なかったこと、07賃金で臨時職員を募集しておりましたが、雇用に時間を要したことなどによるものでございます。

主な内訳ですが、02給料は、正副管理者及び一般職員12人分の給料で、支出済額が4,401万863円でございます。

続きまして、12ページ、13ページをお開きください。

13委託料ですが、支出済額が426万859円で、主なものは、02施設の維持管理委託料のほか、04その他の職員健康診断委託料、ネットワークシステム保守委託料等でございます。

次に、14ページ、15ページをお開きください。

第2項監査委員費でございますが、当初予算額は5万6,000円、支出済額は5万4,190円で、監査委員2名の報酬でございます。

次に、第3款教育費でございます。当初予算額は2億8,420万9,000円、補正予算で109万3,000円を増額し、予算現額は2億8,530万2,000円、支出済額は2億7,470万9,622円で、執行率は96.29%、支出済額の構成

比率は71.75%でございます。

まず、第1項教育総務費でございますが、当初予算額、予算現額ともに37万8,000円、支出済額は11万525円で、主なものは、01報酬と13委託料などがございます。不用額の主な理由は、平成29年第2回、第3回、平成30年第1回の会議録を委託せずに職員が作成したため削減できたものでございます。

次に、第2項保健体育費ですが、当初予算額は2億8,383万1,000円で、補正予算では109万3,000円を増額し、予算現額は2億8,492万4,000円、支出済額は2億7,459万9,097円でございます。

第1目学校給食費は、当初予算額は2億8,153万5,000円、補正予算で109万3,000円を増額し、予算現額は2億8,262万8,000円で、支出済額は2億7,330万3,097円でございます。

内訳ですが、01報酬は、支出済額が1,128万4,071円で、運営審議会委員及び調理補助の調理嘱託員報酬でございます。給料及び03職員手当等は、正規調理員の給料等でございます。

次に、16ページ、17ページをお開きください。

まず、07賃金でございますが、支出済額が1,870万4,786円で、調理補助の臨時職員賃金でございます。

11需用費は、支出済額は5,891万65円で、給食用ランチ皿等の給食用消耗品の買い替え、光熱水費のほか、施設及び備品修繕費等でございます。

なお、不用額の主な理由は、燃料費の当初予算額につきましては羽村市の当初予算標準単価と過去の使用実績で積算しておりましたが、使用量の多い重油につきまして、毎月複数社から見積もりを徴取した結果、見積単価より安くなったことと、使用量も見込みより少なかったことなどが主なものでございます。

次に、13委託料でございますが、支出済額が5,359万6,097円で、施設の維持管理、給食事業にかかる業務の委託料等でございます。

14使用料及び賃借料は、給食献立システム等機器等の賃借料で、支出済額は139万8,924円でございます。

次に、18ページ、19ページをお開きください。

18備品購入費は、支出済額が2,831万40円で、老朽化した超高压食缶洗浄機・下洗い用シンク等の買い替えでございます。

次に、第2目施設整備費でございますが、当初予算額は229万6,000円で、支出済額は129万6,000円で、第1センター調理場天井防塵ネット取替工事の工事費でございます。

次の第4款公債費は、当初予算額は1万2,000円で、支出はございませんでした。

次に、第5款予備費でございますが、当初予算額が200万円、補正予算で827万4,000円を増額し、予算現額を1,027万4,000円としましたが、支出はございませんでした。

以上、歳出合計は、当初予算額が3億9,681万円で、補正予算で999万8,000円を増額し、予算現額は4億680万8,000円で、支出済額は3億8,289万2,685円でございます。

それでは、続きまして、20ページをご覧いただきたいと存じます。「平成29年度羽村・瑞穂地区学校給食組合実質収支に関する調書」でございます。

歳入総額が4億683万7,991円、歳出総額が3億8,289万2,685円で、歳入歳出差引額が2,394万5,306円、実質収支も同額でございます。

次に、22ページ、23ページをお開きください。「財産に関する調書」でございます。決算年度中のこれらについての増減はございませんでした。

最後になります、24ページをお開きいただきたいと存じます。「物品関係の調書」でございます。決算年度中の増減につきましては、記載のとおり、買い替えによりまして増3、減3でございます。

以上で、平成29年度羽村・瑞穂地区学校給食組合歳入歳出決算の細部説明とさせていただきます。

○議 長（下野義子） 以上をもって本件についての説明は終わりました。

次に、本件に関し、監査委員から審査意見についての説明を求めます。渡辺代表監査委員。

○監査委員（渡辺 晃） 平成29年度羽村・瑞穂地区学校給食組合歳入歳出決算の監査結果についてご報告申し上げます。

地方自治法第233条第2項の規定に基づき、去る10月9日午後1時30分から、羽村・瑞穂地区第2学校給食センター会議室において、吉野委員とともに並木管理者、田中会計管理者、その他関係職員の立会いのもとに監査を実施いたしました。

審査にあたりましては、管理者から提出された決算書が適法な手続きにより作成されているかどうか確認するとともに、決算の計数に誤りがないか、予算が適正かつ効率的に執行されているかなどを中心に、諸帳簿及び関係書類と照合した結果、決算書は法令に基づき作成されており、計数についても正確であり、予算の執行も適正であることを確認いたしました。

以上、平成29年度羽村・瑞穂地区学校給食組合歳入歳出決算監査結果の報告を終わります。

○議 長（下野義子） 以上をもって、監査審査委員の説明は終わりました。

これより質疑に入ります。質疑ありませんか。鈴木議員。

○3 番（鈴木拓也） 最初に幾つか聞きたいと思います。

決算書の13ページ、事務報告書は11ページと12ページになるんですけども、一つは、給食ポスターコンクールのポスター作成委託料ですけども、予算の枠内で収まっているということだったんですけども、事務報告書11ページを見ますと、一番下のところですね、内訳としましては、車に貼るシールのポスター作成とA2サイズのポスター作成の二つがあるんですね。車のポスター作成というのは、一昨年度と比べますと、金額小さくて申し訳ないんですけども、6万6,000円何がしから9万9,000円何がしに2.5倍化しておりまして、これは何ゆえかなというところをお尋ねします。

2点目は、決算書13ページのそのすぐ下、財務書類作成支援業務委託料なんですけれども、46万8,331円、これは事務報告書は12ページの一番上に出ておりました。この金額は、一昨年と比べると36万円余から46万円余、こちら1.5倍して

おりました。こちらも、なぜかということです。

その2点をお尋ねします。

○議 長（下野義子） 事務局長。

○事務局長（郷 良則） まず初めに、2点目のお尋ねの財務書類作成支援業務委託の関係でございますが、同様の委託内容でございますけれども、平成28年度は年度当初から委託を開始いたしまして、平成29年度は1年間委託をした結果というようなことになっております。

○議 長（下野義子） 給食課長。

○給食課長（峯岸 清） お答えいたします。

こちらのポスターコンクールの関係につきましては、業者見積を徴取して、より安い業者ということでお願いしておりますが、1年目の価格は、落札するために業者のほうで企業努力をしたという結果でございますが、2年目に関しましては、それではちょっと業者のほうでも採算が取れないということで、多少上げてきたというような入札の結果、このような金額となったものでございます。以上です。

○議 長（下野義子） 鈴木議員。

○3 番（鈴木拓也） 2点目はわかりました。

1点目なんですけれども、平成29年度も見積もりを数社から取って決定ということになっているのかどうか、そこをお尋ねいたします。

○議 長（下野義子） 給食課長。

○給食課長（峯岸 清） お答えいたします。

両年度とも3社ずつの見積もりを取っております。以上です。

○3 番（鈴木拓也） わかりました。

○議 長（下野義子） ほかに質疑ございませんか。森議員。

○6 番（森 亘） それでは、2点ほど伺います。

事務報告書のほうがよろしいかと思うので、事務報告書の11ページ、職員の健康診断でございますが、一般健康診断ということなんですけれども、その中身。それから、その契約に至っては、これは入札をされたのかどうか、それを確認したいと思います。

2点目なんですが、これは予算書のほうで14ページ、15ページ、先ほど説明がありましたけれども、会議録作成につきまして、職員のほうがやったので、いわゆる委託料がかなり減額になったというお話だったのですが、これはたまたまということなんでしょうか。いわゆる、これから工夫することによって職員でこういったふうな内容でできるのかどうか。また、そういったことに対して職員の過剰な労働とかそういうことはなかったのか、これは確認いたします。

○議 長（下野義子） 事務局長。

○事務局長（郷 良則） それでは、2点目の会議録の関係からお答えさせていただきます。

ご質問いただいたのは、教育委員会のほうの会議録作成委託でございますが、当初予算では、やはり1時間から1時間半、長くて2時間程度かかる会議もございますという予測で予算を編成するわけでございますが、実際、会議を開きまして、30分から1時間程度の会議であれば、職員が自らテープレコーダで起こしまして、議事録をそんなに

時間をかけずに作成できるということもございます。そういった判断をしながら、委託にするか自前で作るか、そういった判断をしながら経費の節減に努めております。以上でございます。

○議長（下野義子） 給食課長。

○給食課長（峯岸 清） 健康診断についてお答えいたします。

こちらの健康診断に関しましては、一般的な企業で行っております身長、体重、血圧、血液検査等、ごく一般的な検査の内容となっております。

入札に関しましては、2社から見積もりを取っております。以上でございます。

○議長（下野義子） 森議員。

○6番（森 亘） では、そうすると、2点目の説明なんです。

そうすると、その会議の内容の結果を見てから、委託するかどうか決めるということになると、議事録作成が遅延するとか、そういった可能性はありませんか。いわゆる、かなり日にちが経ってから判断するということになってくると作成が遅くなる、そういったことはないのでしょうか。委託するというのは、大体、当初行っていくのではないかと思うのですが、その点についてお願いいたします。

それから、2点目なんです。2社からということになっていますが、例えば、周辺ですと、こういった健康診断ができる医療機関というのは多いと思うのですが、2社だけではなくて、もっと広げて、一般競争までいかないにしても、何かそういった形を計画する必要があったんじゃないかと思うのですが、2社で相見積もりを取ったという形なんでしょうか。2社で行う理由みたいなものを、ほかはなかったんですか。この2社だけですか。

○議長（下野義子） 事務局長。

○事務局長（郷 良則） それでは、1点目の会議録の委託の関係でございますが、会議が終了いたしまして、即座に会議の内容についてはわかりますので、結果が出ておりますので、そこで判断をいたしまして、委託にするか、今回の職員で作成するか、私の指示で決めさせていただいております。ですので、遅延ということはないかと思っております。以上でございます。

○議長（下野義子） 給食課長。

○給食課長（峯岸 清） 健康診断の関係でお答えいたします。

こちら、2社から見積もりを徴取しているということでございますが、公立共済組合の指定病院のほうから見積もりを2社から徴取をしております。今後、またもっと病院をふやせるかどうか、この辺は研究してみたいと思っております。以上です。

○議長（下野義子） ほかに質疑ございませんか。鈴木議員。

○3番（鈴木拓也） 事務報告書24ページ、先ほどの健康診断の係わりなんですけれども、平成29年度受診率が61.8%で、平成28年度と比べても低下しているということになっておりまして、この理由ですね。

それから、これに漏れている方というのは、こういった形で健康診断を受診しているのか、ここをお尋ねします。

○議長（下野義子） 事務局長。

○事務局長（郷 良則） 職員の健康診断につきましては、任意というようなこともござ

いまして、昨今、互助組合の助成金なども活用いたしまして、人間ドックに行かれる方が職員で増えておりまして、そういう方はこちらのほうを受診しないという傾向がございます。

ただし、私どものほうからは、せっかくの機会ですので、1年に何回でも健康診断をやっても、夏休み期間中の健康診断になりますが、職務中にできるということで推奨はしておる結果がこうなっているということでございます。以上でございます。

○3 番（鈴木拓也） 承知しました、この件は。

○議 長（下野義子） ほかに質疑ありませんか。印南議員。

○2 番（印南修太） 渡辺代表監査の意見書の最後に「経年劣化等に十分に気をつけて給食を提供されることを望む」と書いてありますけれども、今後、財政面でそういった部分でも経年劣化部分、それが出てくる、まず、それを一つ質問させていただきます。

○議 長（下野義子） 事務局長。

○事務局長（郷 良則） 施設の経年劣化が衛生面に影響すると考えられるのは、例えば、食器を洗う機械ですとか、それから、保管する機械、そういったものがまず考えられるかなど。あとは、故障してしまうと、給食が作れなくなってしまうような機械もございます。そういったものを、購入年度から耐用年数だったり現状の状況をよく把握しまして、今後、いつ買い替えるか、計画を作りまして、年度の予算で対応させていただくようなこととなります。以上でございます。

○議 長（下野義子） 印南議員。

○2 番（印南修太） わかりました。1点1点非常に高額なものなので、しっかりと計画を持って進めていただきたいと思います。

それとあともう1点なんですけれども、事務報告書の18ページに、平成30年度中に統括技能主任1名の方が試験に合格されたということで、それがどういった現場に効果をもたらしているのかということだけお伺いします。

○議 長（下野義子） 事務局長。

○事務局長（郷 良則） 平成29年度に試験を行いまして、昇任させたものでございますが、同時に、平成29年度末に1名退職ということがございまして、その職に、これは現場の正職の調理員の中の職でございますけれども、1名リーダー的な職をもって調理現場を統括していただくというようなことがございますので、そういった意味で1名昇任させまして、現在、リーダーシップを発揮していただいている状況でございます。以上です。

○2 番（印南修太） わかりました。

○議長（下野義子） ほかに質疑ありませんか。鈴木議員。

○3 番（鈴木拓也） 事務報告書15ページなんですけれども、情報公開・個人情報保護審査会、それから、個人情報審議会のメンバーが載っております、平成29年度は審査会の3人の方がそっくり審議会のメンバーにもなり、その他2人が加わっているということなんです。以前、この審議会のメンバーを見てみましたら、PTAの長ですとか、学校長なんかが入っていたわけですね。それがそうでなくなっているということになっておりまして、取り決め上は、多分それでいいんだということになっていると思うんですけども、審議会が担っている役割の関係で、ここはどういう判断をされてこ

のメンバーになっているのかというのを確認したいと思います。

○議長（下野義子） 事務局長。

○事務局長（郷 良則） 従前、PTAの方、それから、学校長にお願いしていた経緯がございますが、平成29年度から専門的な知識をお持ちの方というような視点でお願いしたという経緯でございます。

○議長（下野義子） 鈴木議員。

○3番（鈴木拓也） 専門的な知識を持たれている方も当然いると思うんですけども、専門的でないだけでも、実際、子どもを通わせている方、また、子どもの学校の状況を知っている方という視点というのも、審議会には多分大事だということで、これまでメンバーに入ってきたと思うんです。そこがなくなってしまうということで、役割は十分果たせていけるのかを確認させていただきます。

○議長（下野義子） 事務局長。

○事務局長（郷 良則） これまでは、対象の情報が給食費だとか子どもに関することというふうなこともございまして、その点につきましては、運営審議会のほうでも情報提供等はできることになっておりますけれども、平成29年度からナンバー制とかそういった専門的なことが出てまいりまして、専門の方をお願いするのが経緯となっております。

それから、委員になっている方につきましては、羽村市、瑞穂町のほうからご推薦をいただいた方となっております。

○議長（下野義子） 鈴木議員。

○3番（鈴木拓也） すみません、今の最後のお話で、この表で5人いらっしゃる下のお二人のことだったのかな、両市町から推薦をいただいている方が入っているというお話だったんですけども。

○事務局長（郷 良則） 全員です。

○3番（鈴木拓也） 全員。そういうご見解なんですけれども、何が個人情報保護審議会の審議対象になるかって、あらかじめわからないんですよ、いろんなことが起こってくるわけですから。ですから、ナンバー制度を主にはこれから扱う、あるいは扱ったという趣旨の答弁だったと思うんですけども、あらかじめ何を扱うかわからない形ですから、やはりそれぞれ対応する、違うセクションの方、代表者が入ることのほうにより正しい提言等ができるんじゃないかということだと思うんですけども、もう一度、その考え方をお聞きします。

○議長（下野義子） 事務局長。

○事務局長（郷 良則） この審議会は、個人情報の請求があった場合に開かれる。先ほど来申し上げてますとおり、審議会のメンバーにつきましては、専門性等とかいろいろな意味でお願いできる方を市町のほうからご推薦をいただいて指名してきたというふうなことでございまして、鈴木議員がおっしゃるような内容についても、今後、対応していくかどうか、それにつきましても、またいろいろと考えていきたいと思っております。以上です。

○議長（下野義子） 並木管理者。

○管理者（並木 心） 一部事務組合の組織でございますので、それぞれ経験をつんで

いただいた方が、もともとはそちらが構成市町になっているものでございますので、共通項としては、その自治体のところで推薦された方になっていただいて、学校給食組合の独自の個人情報の公開、いろいろ審議対応があると思うんですけども、そういう持っている方に審議していただくということで、審議会をしております。

私、管理者をずっとやっておりますけれども、PTAの方とか、誠に申し訳ありませんが、そういう人がしていたのを、こういう現職でやっている人たちにあえて替えたということは、ちょっと記憶にはないんですけども、結果的にはそうなっているのかどうか知りませんが、一部事務組合の同じ自治体ではございますけれども、関連性があるということで、委員さんには承知していただいている、こういう経過でございます。以上でございます。

○議長（下野義子） ほかに質疑ありませんか。西川議員。

○5番（西川美佐保） 事務報告書の30ページの地場産野菜の利用促進なんですけれども、平成27年度から年々量が増えているようなんですけども、これは農家さんが増えていらっしゃるのか、その1軒当たりの量が増えているのか。今後、まださらに拡大する余地があるのかどうか、そこをお伺いいたします。

○議長（下野義子） 事務局長。

○事務局長（郷 良則） それでは、地場産野菜の使用率関係についてお答えいたしますが、地場産野菜につきましては、羽村市、瑞穂町、それぞれ団体の方と契約等をさせていただいて、西多摩農協にも間に入れていただいております。

増えた理由につきましては、平成29年中につきましては、これは天候に随分左右されることもございます。それと、その時々に必要な需要に対して供給できるかというようなマッチングも天候と合わせて必要なことになっておまして、平成29年度につきましては、そのタイミングが合いました、農家さんの数は変わらないのですが、1戸の農家さんがたくさん収穫できて納品できたと考えております。

また、平成30年度につきましては、天候が今までこのような状況でございまして、今のところ、キャンセル等が出ておりますので、このような数字が出るか、ちょっと年度末にならないと把握できませんが、極力、需要と供給をマッチさせたような形で農家さんと農協と私ども連携しまして、なるべく多く使っていくように努力はしております。以上です。

○議長（下野義子） ほかに質疑ありませんか。森議員。

○6番（森 亘） 関連でお願いします。地場産野菜が平成29年度、確かに31.95%ということで、一方で、その地場産野菜の単価、これは通常の品目の単価に対して、これが高いのか安いのかというその辺についてはどうなっているのでしょうか。

○議長（下野義子） 給食課長。

○給食課長（峯岸 清） お答えいたします。

地場産の単価でございますが、こちらはスーパー等の価格等も参考にしながら、農家さんのほうとやり取りをしていく中で、多少高い時もありますが、余り高い時には、農家さんのほうに農協を通して単価の交渉をさせていただいたり、余り法外な単価にならないように、市場単価を中心に取引できるように調整しているところでございます。

以上です。

○議 長（下野義子） ほかに質疑はありませんか。
（「なし」と呼ぶ者あり）

○議 長（下野義子） 質疑なしと認めます。これをもって質疑を終了いたします。
これより討論に入りますが、通告がありません。ほかに討論ありませんか。
（「なし」と呼ぶ者あり）

○議 長（下野義子） 討論なしと認めます。これをもって討論を終了いたします。
これより、認定第1号「平成29年度羽村・瑞穂地区学校給食組合歳入歳出決算の認定について」の件を採決いたします。
お諮りいたします。本件は、原案のとおり認定することにご異議ありませんか。
（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議 長（下野義子） ご異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり認定されました。
渡辺代表監査委員につきましては、ここで退席をさせていただきます。
（代表監査委員 渡辺 晃 退席）

○議 長（下野義子） 次に、日程第5、議案第6号「平成30年度羽村・瑞穂地区学校給食組合補正予算（第1号）」の件を議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。並木管理者。

○管 理 者（並木 心） 議案第6号「平成30年度羽村・瑞穂地区学校給食組合補正予算（第1号）」につきましてご説明いたします。

今回の補正は、歳入歳出それぞれ1,194万5,000円を追加し、予算の総額を、歳入歳出それぞれ4億1,053万円とするものであります。

補正の内容ですが、歳入では、平成29年度決算の確定に伴い、繰越金を1,194万5,000円増額いたしました。

次に、歳出ですが、事務所費については、給料の一般職給料を、勤務条件の変更に伴い45万円増額するものであります。

また、共済費の職員共済組合負担金については、負担率の変更に伴い175万9,000円増額するものであります。

教育費ですが、給料の一般職給料は、職員の昇任に伴い16万7,000円を増額するものであります。

また、共済費の職員共済組合負担金については、負担率の変更に伴い132万2,000円増額するものであります。

賃金の臨時職員賃金については、賃金単価引き上げにより50万3,000円増額するものであります。

次に、需用費の施設修繕料は、第2センター重油地下タンクを改修する必要が生じたため、162万円を増額するものであります。

予備費につきましては、歳入の増額補正額から歳出の補正額を除いた612万4,000円を増額するものであります。

なお、先般の台風24号の被害に伴う対応につきましては、第1センター及び第2センターの自転車駐車場等の屋根が一部破損しましたが、材料を購入し、職員により修繕

を行えたことから、今回の補正予算に計上するものはございませんでした。

以上、よろしくご審議の上、ご決定くださいますようお願いいたします。

○議 長（下野義子） これをもって提案理由の説明は終わりました。

これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議 長（下野義子） 質疑なしと認めます。これをもって質疑を終了いたします。

これより討論に入りますが、通告がありません。ほかに討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議 長（下野義子） 討論なしと認めます。これをもって討論を終了いたします。

これより、議案第6号「平成30年度羽村・瑞穂地区学校給食組合補正予算（第1号）」の件を採決いたします。

お諮りいたします。本件は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議 長（下野義子） ご異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり決定されました。

次に、日程第6、議案第7号「平成30年度羽村・瑞穂地区学校給食組合に係る経費の組織市町分賦金の変更について」の件を議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。並木管理者。

○管 理 者（並木 心） 議案第7号「平成30年度羽村・瑞穂地区学校給食組合に係る経費の組織市町分賦金の変更」につきましてご説明いたします。

お手元に配付しております議案第7号資料をご覧ください。

羽村市及び瑞穂町それぞれの分賦金の割合につきましては、例年5月1日現在の在籍児童・生徒数をもって確定しております。このことから、当初予算策定時に想定しました児童・生徒数に対しまして、羽村市の児童・生徒数は、48人減で4,328人、瑞穂町の児童・生徒数は、17人の減で2,442人、合計では65人の減で6,770人となりました。

したがって、変更後の分賦金を、羽村市は2億4,694万9,000円、負担割合が63.93%、瑞穂町は、1億3,933万2,000円、負担割合が36.07%に変更させていただくものであります。

以上、よろしくご審議の上、ご決定くださいますようお願いいたします。

○議 長（下野義子） これをもって提案理由の説明は終わりました。

これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議 長（下野義子） 質疑なしと認めます。これをもって質疑を終了いたします。

これより討論に入りますが、通告がありません。ほかに討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議 長（下野義子） 討論なしと認めます。これをもって討論を終了いたします。

これより、議案第7号「平成30年度羽村・瑞穂地区学校給食組合に係る経費の組織市町分賦金の変更について」の件を採決いたします。

お諮りいたします。本件は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議 長(下野義子) ご異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり決定されました。

次に、日程第7、「議員派遣について」の件を議題といたします。

お諮りいたします。地方自治法第100条第13項及び会議規則第72条の規定により、閉会中において議員派遣を行う必要が生じた場合、その目的、場所、期間及び派遣議員名簿等については議長にご一任願いたいと思います。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議 長(下野義子) ご異議なしと認めます。よって、本件は議長に一任することに決定いたしました。

以上で、本日の日程は全て終了いたしました。

これにて、閉会いたします。大変ご苦労さまでした。

午後1時56分 閉会